

## 国際課税

### Q & A

#### ▶▶ 租税条約の締結のない国の法人の日本支店が支払う利子について

**Q** 当社は外国法人の日本支店ですが、本店は香港に所在しています。このたび、当社の親会社であるオランダ法人に対し借入金の利子を支払うこととなりました。

この場合、当社は香港法人ですが、この支払利子について租税条約の適用による税率の軽減があるでしょうか。

**A** ご質問のケースでは、その適用の対象となる租税条約は、日蘭租税条約であって、貴社が香港法人であることは直接租税条約の適用に影響することはありません。

租税条約の適用による日本での課税については、条約締結相手国の居住者又は法人に対する課税であって日本で生じた所得を有する者を対象とするものです。

ご質問の場合、香港法人の日本支店は、単に利子の支払者であって、利子について所得を稼得する者ではありませんので租税条約適用の当事者には当たらないわけです。

利子所得に関しては、租税条約においていわゆる債務者主義が採られ、その利子の支払者の居住地国に所得の源泉があるとされています。したがって、原則として日本の居住者又は法人が利子の支払者でない場合には、その利子は国内源泉所得には該当しないこととなりますが、恒久的施設（支店等がこれに該当します）が負担する利子については、その恒久的施設が存在する国に所得の源泉があるとされています。したがって、ご質問の場合には、貴社の日本支店の支払う利子は日本に所得源泉があるとされ、その受領者であるオランダ法人に対して課税が

行われることとなります。

ご質問の支払利子につきましては、日蘭租税条約第12条の規定の適用があります。同条第2項で限度税率の定めがあり、その利子に対して適用される税率は10%以下とされています。

「10%以下」とする税率の範囲を特定化するために租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の規定において、わが国で適用する税率は10%とされています。

条約第12条第6項に利子に関する所得の源泉規定が設けられており、そこで、「利子の支払者（一方の国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の国に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する国において生じたものとされる。」と規定されています。

したがって、利子の受領者は、日蘭租税条約の規定によりその利子について10%の税率により課税されることとなります。

（税理士 小沢 進）